

職場における新型コロナウイルス感染症の 陽性者発生に備えた平時からの取組と発生時 の対応について



内容

- 1 保健所が行う調査について
- 2 職場内における陽性者発生への備えについて
- 3 職場における陽性者発生時の対応について
- 4 勤務・業務継続体制
- 5 陽性者及び濃厚接触者への人権への配慮



1 保健所が行う調査について

(1) 陽性者発生時の保健所が行う調査について

○ 調査の目的

保健所が行う調査とは、感染者本人と職場等からの聞き取りにより、感染者がどこで感染したのか（感染源の推定）、誰かに感染が広がっていないか（濃厚接触者の把握）などを調査し、感染の広がりを抑えることを目的に行っています。

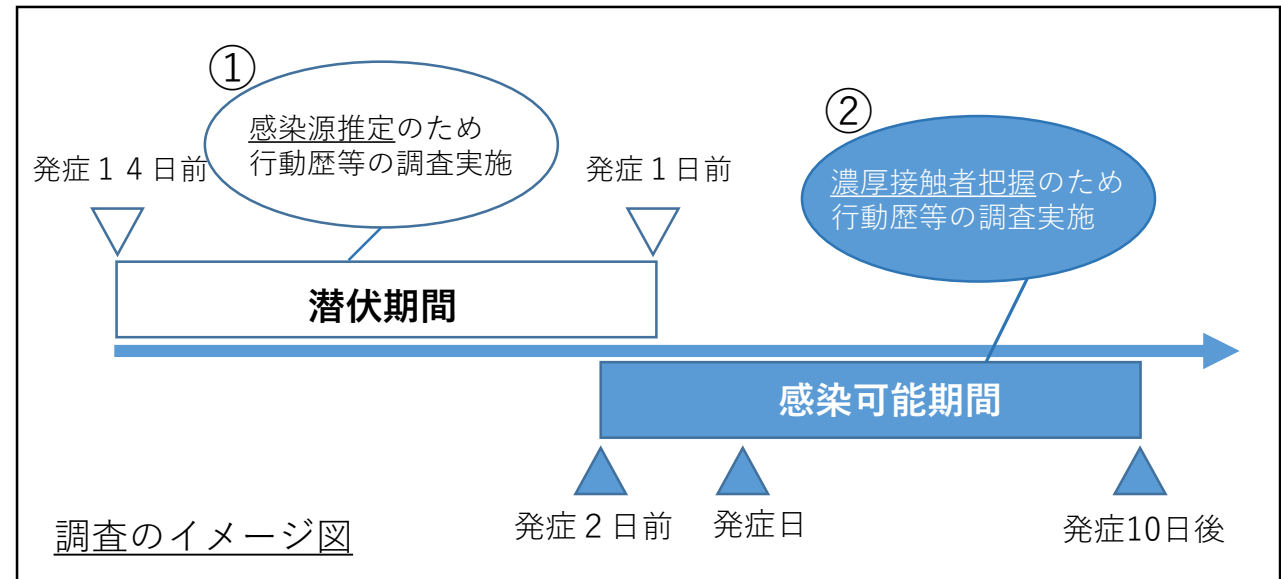
○ いつの状況を聞くのか

- ①発症14日前から発症1日前の期間（潜伏期間）
感染源推定のため
- ②発症2日前から10日後の期間（感染可能期間）
濃厚接触者の把握と適切な管理のため

○ どのようなことを、誰から聞くのか

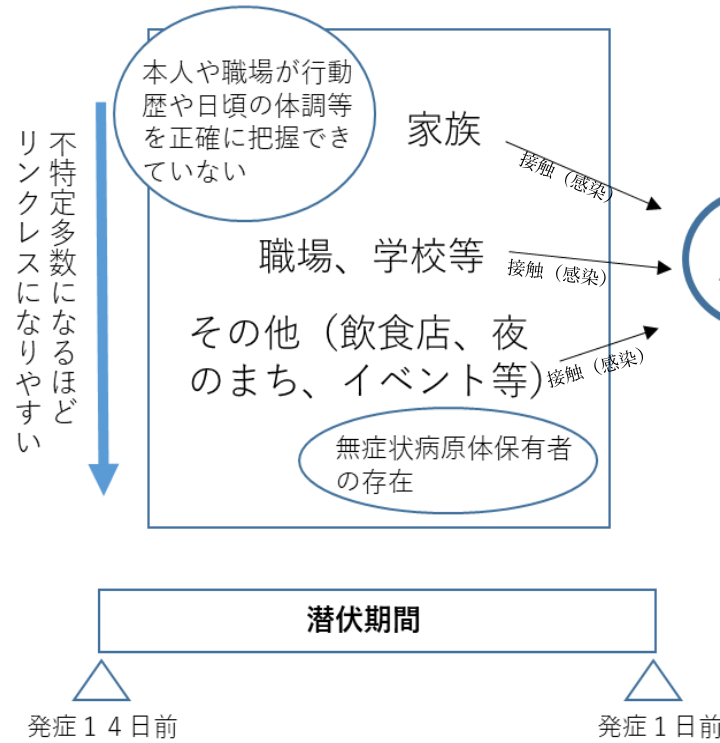
上記期間における以下の状況について、感染者本人及び職場から聴取します。

- ・ご本人の行動歴（人と接した機会、執務室での状況、昼食時や休憩時間なども含む）
- ・感染予防策の状況（その際のマスク着用状況、接した人との距離や時間、3密を回避する工夫）
- ・周囲や関係者における有症状者の有無 など

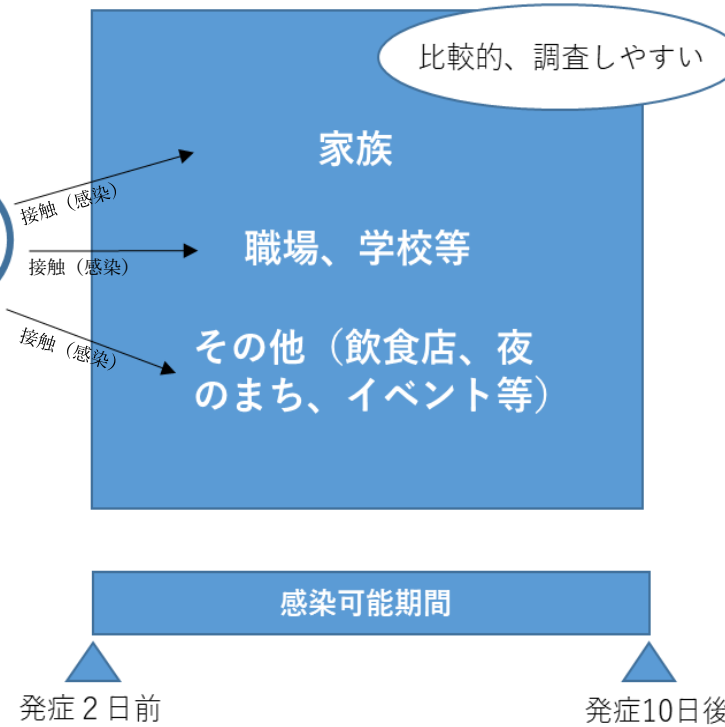


○聞き取り調査のイメージ

① 感染源推定を目的とした調査



② 濃厚接触者把握を目的とした調査



- 💡 本人や職場等が、日々の行動歴や体調等の情報を正確に把握していることがとても重要
- 特に、感染源については、次の理由から推定が難しく、リンクレスになりやすい。
- ・ 14日間遡って聴取するため、正確に覚えていない。
 - ・ 無症状病原体保菌者の存在もあり、明らかな感染機会が分かりづらい。
 - ・ 不特定多数の方との接触機会が増えると、さらに感染源の推定が難しくなる。

- 💡 感染者との濃厚接触者のみに注目しがちですが、職場内から感染した可能性はないか他に感染者はいないか、という視点を持つことも重要

2 職場内における陽性者発生への備えについて

(1) 日頃からの行動歴や体調についての把握（発症日2週間前に遡り、答えられるように）

状況把握がすぐできるよう、平時から各職員や職場単位で行動歴や健康状態等を記録しておくことが重要

各職員：日々の行動歴や体調等を記録しておく。

各所属長：所属職員の業務における接触状況や3密回避の状況等について、日頃から情報の把握をしておく。

- いつ、誰と、どこで、どれくらいの時間、どれくらいの距離で接したか
- その時、マスクを着用していたか、3密を回避する工夫がとられていたか
- 本人の他に、周囲や関係者で有症状者はいないか 等

（当該職員の職場での行動歴等の状況把握の例）

- ・ 執務室：座席の距離は1m程度、会話の際は、いつもマスク着用
 - ・ 市民対応：○日、30分相談対応。市民も職員もマスク着用、アクリル板越し
 - ・ 会議：○日、3人で30分の会議、1m以上距離を開け、窓と扉を開け換気
 - ・ 研修：グループワーク（10分程度が数回）、同グループの人は特定可能、座席の距離2m程度
 - ・ 昼食中：近距離で、マスクなしでおしゃべり15分程度
 - ・ 感染が判明した職員以外に、昨日から同職場に体調不良者がいるが、業務上の接点は少ない
- ※このような情報から、濃厚接触の可能性が高い人をリストアップし、保健所に報告



(2) 各職員、各職場における感染予防策の徹底

感染した職員や無症状病原体保有者が出勤していることも十分に考えられます。そのため、日頃から、以下のような感染予防策を徹底することが感染拡大防止には重要です。



マスク着用
(食事中・休憩中も要注意)



手洗い (手指消毒)



職場内・業務中の
3密の回避



複数で車に乗車の際は
窓を開け換気を
(マスクも必ず着用)



職員の健康管理



職場内の共有部分等
の消毒



不特定多数の人と接する
機会、多人数での会食等の
唾液が飛び交う行為の自粛



今もなお、カラオケや会食が感染源と推定される事例が多く発生しています。

3 職場における陽性者発生時の対応について

(1) 陽性者への対応について

① 感染源推定のための調査への協力（陽性者がどこで感染したのか）

まずは、陽性者に連絡をし、症状経過や行動歴、接触歴等を詳細に把握します。そして、日頃から把握している各職員の行動歴等と照らし合わせて、接触状況やその他有症状者がいないか等の情報を把握していきます。それらの情報を、すみやかに保健所へ情報提供します。

伝えるべき情報

発症日 2 週間前からの行動歴、勤務状況、接触状況、その他有症状者がいないか 等

(2) 濃厚接触者への対応について

① 濃厚接触者のリストアップ…濃厚接触者リストを参照

陽性者との接触状況から、濃厚接触者の定義を参考に、濃厚接触者の候補となる職員をリストアップします。判断に迷うケースについても、リストアップしておきましょう。保健所はその情報を基に、濃厚接触者を選定していきます。



濃厚接触者リストの項目

「氏名、性別、生年月日、年齢、住所、連絡先、接触状況、症状の有無、発症日」等

※ 濃厚接触者の定義（発症日2日前からの）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者
（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）



② 濃厚接触者へのPCR検査

濃厚接触者へのPCR検査は、該当者の居住地の管轄保健所が実施します。管轄保健所からの連絡がありますので、その指示に従ってください。

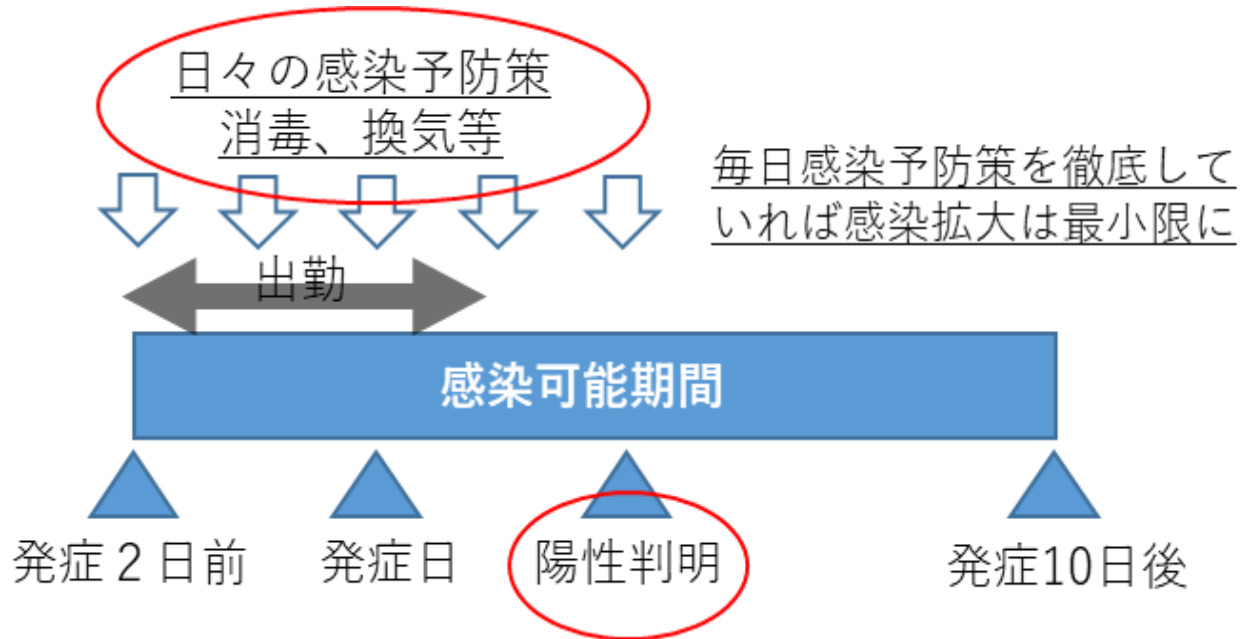
③ 濃厚接触者の健康観察等について

PCR検査の結果、陰性となりましても、まだ潜伏期間にある可能性があります。そのため、陰性であっても患者との最終接触日から14日間の自宅待機が必要となります。また、健康観察中は手指消毒、マスク着用を徹底し、不要不急の外出は控えます。



(3) 消毒について

職場で感染者が発生した場合、当該職員の行動範囲等をもとに触れたと思われる部分を中心に、消毒を行うこととなりますが、感染が判明して慌てて消毒するのではなく、日ごろから各職場の共有部分等の消毒をしておけば、日々の接触感染リスクを下げるすることができます。



【報道提供の例】

「消毒作業については、日ごろからこまめに実施しておりますが、感染の判明を受け、さらに丁寧な消毒を行いました。」

 **感染可能期間内に感染した職員が出勤していることもあり得る！
無症状病原体保有者もいるかもしれない！**

→ 日ごろからのこまめな消毒が重要



4 勤務・業務継続体制について

★勤務体制の調整

- ・休業が必要な職員等に対する応援体制の整備
- ・休業が必要な職員が出て、他の職員が業務で対応できるように、業務マニュアルの作成等

★継続業務、停止業務の検討

- ・業務継続計画の作成



5 陽性者及び濃厚接触者への人権への配慮

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気であり、本市の職員やその家族も、感染者や濃厚接触者となる可能性が十分にあります。感染された方を責められるものではありません。

偏見や差別、誹謗中傷、様々な場面での心ない言動が広がってしまいますと、感染を疑われる症状が出て、検査のための受診や、保健所への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらってしまうなど、感染拡大の防止に支障が出る恐れもあります。

職場において、感染者や濃厚接触者、PCR検査の対象者等が確認された場合であっても、まず当事者の立場を十分に理解し、不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報に基づいて冷静な行動を心掛けてください。



治療を終えた方への嫌がらせ



知り得た情報の漏洩
差別や偏見、誹謗中傷



個人を特定するような行為



不当な出勤拒否

参考：

感染が確認された場合、大阪府では新型コロナウイルス感染症の重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、国の通知に基づき、症状がない方・医学的に症状の軽い方には、PCR検査の結果が陽性であっても、医療機関への入院ではなく、宿泊施設・自宅での安静・療養（宿泊療養・自宅療養）を行っていただくことになります。詳しくは以下のリンクを御参照ください。

大阪府HP「新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養について」
http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00346644/leaflet_syukuhaku0625.pdf